

議案第 27 号

財産の無償譲渡について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、市議会の議決を求める。

令和7年9月5日提出

市川市長 田 中 甲

記

1 無償譲渡をする財産

建 物

名 称 市川市そよかぜキッズ(旧稲荷木幼稚園 園舎)

所 在 市川市稲荷木1丁目14番1号

構 造 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 1,218平方メートル

建 築 年 昭和52年

2 無償譲渡の相手方

茨城県東茨城郡茨城町若宮字向ヒ393番6

社会福祉法人明秀会

理事長 沼田 仁

3 無償譲渡の目的

市川市そよかぜキッズを民営化することに伴い、公募により選定された上記相手方に対して市川市そよかぜキッズの建物を無償で譲渡することにより、上記相手方が児童発達支援センターとして安定的かつ良質な療育の提供ができるようにするものである。

4 無償譲渡の条件

無償で譲渡する建物は、譲渡を受けた日から上記相手方による児童発達支援センター及び児童福祉事業の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償譲渡をする日

令和8年4月1日

理 由

市川市そよかぜキッズの運営を公募により選定された社会福祉法人明秀会へ引き継ぐに当たり、当該法人が児童発達支援センターとして安定的かつ良質な療育の提供ができるようにするために、市川市が所有する市川市そよかぜキッズの建物を当該法人に無償で譲渡する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。